

会則目次

P. 1	会則目次	
P. 2	第1章 名称	
	第2章 目的	
	第3章 会員	
	第1節	会員
	第2節	正会員の構成
	第3節	役員
P. 3	第4章 運営	
	第1節	メッセージャー
	第2節	遵守事項
	第3節	情報・セキュリティー
	第4節	その他
P. 4	第5章 活動	
	第1節	家庭内育児
	第2節	群れ遊び
	第3節	行事
P. 6	第6章 心得	
	第1節	心得
	第2節	禁止事項
	第3節	除名事項
P. 8	第7章 会費	
	第1節	料金
	第2節	主な内訳
	第3節	精算
	第4節	厳守事項
P. 10	第8章 託児・送迎	
	第1節	託児目的
	第2節	託児条件
	第3節	厳守事項
	第4節	託児料金
	第5節	送迎料金

会 則

第1章 名称

この法人は、「特定非営利活動法人協育NPO母里ん子」と称する。

第2章 目的

この法人は、楽しい毎日を過ごしながらか、健康な心身と豊かな能力を持ち、自立し自己肯定できて、自由で充実した幸せな人生を送れるスキルを、母子に伝え育成することを目的とする。

第3章 会員

第1節 会員

この法人の会員は、次の2種類とする。

会員として入会しようとする者は、入会申込書と誓約書を、2週間以内に理事長へ提出する。

- ① 正会員は、この法人の目的に賛同し入会した者とする。
- ② 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体とする。

第2節 正会員の構成

- ① 役員(理事・監事)
 - ② メッセージャー(各部1名)
 - ③ 支援会員
 - ④ その他の正会員
- ※この内、名誉会員(会費免除)もあり

第3節 役員

- ① 理事 3人以上20人以内
 - ② 監事 1人以上5人以内
- 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。
- 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 運営

第1節 メッセンジャー

メッセンジャーは、各部1名。

その部内の活動業務すべてを把握しなければならない。また、役員・他部との情報・連絡をとり、部内会員に伝え、この法人がスムーズに活動できるよう努力をする。

1. 入会者には冊子「morinko」と「保育マニュアル」を提供して、システム説明をしなければならない。
2. 部内の活動や予定などの決定時には、必ずメッセンジャーが同席しなければならない。(情報伝達のミスや重複を防ぐ)
3. 部を越えての連絡事項は、原則メッセンジャーを通して行う。
4. 部内でのミーティングは記録を依頼し、理事長に文書で報告する。
5. 活動やイベント・外部対応など、事後の情報や記録の担当は、必ず2ヶ月以内に理事長に文書を提出。併せてデータを保存する。

第2節 遵守事項

1. 連絡事項は速やかに各部内会員全員に伝える。
2. 欠席が前もってわかっている場合は、事前に連絡する。(急病等は除く)
3. 会員同士の連絡について、メールリストや電話連絡は7時～21時とし、活動への連絡(持ち物・欠席・早退)は前日までとし、当日の変更等は分かった時点で行う。
4. 長期の休みは、メッセンジャーに所在を伝える。
5. 会員は、協力して活動を維持する。メッセンジャーと共にミーティング等で話合う。
6. 学校感染症について、感染した疑いのある場合は(同居家族も含む)会員にその旨を知らせ、活動を休む。医師の許可をもって活動を再開する。
7. ムーヴィメントリーダーは、入会6ヶ月後から担当する。
手あそびのリーダーは、マザーレッスンの受講開始月より担当する。

第3節 情報・セキュリティ

1. 業務上のデータ管理は、担当者がパスワード等で保持し行う。
2. 会員の個人情報等は、一切漏洩しないように管理をする。

第4節 その他

1. 慶弔見舞金は、共同費より支払う。理事長の判断にて対処する。
2. 各施設へ、年末と年度末に御礼をする。

第5章 活動

第1節 家庭内育児

1. 群れ遊び以外の日(原則的に、火・木・土・日曜日)を家庭内育児の日とし、家庭内育児は何よりも重要な幼育の場と意識して過ごす。
2. 群れ遊びでの身体疲労や、脳の興奮を鎮め、リラックスさせて、マイペースで遊ばせ、生活自立や家事協力、しつけに取り組む。
3. 基本的な生活習慣(早起き早寝、食事、運動等)を急がずに正しく身に付かせる。
4. 2歳から、およそ年の数の家事を分担させる。
同じことを毎日やり続けさせて忍耐力を養い、生活自立のために家事技能を身につけさせ、さらに家族の一員としての自覚をさせ、又自己肯定感を感じさせる。
5. むやみに「否定」や「指示」をしない。
(よく聴けて、集中力や記憶力を高める。自由なイメージや、思考力・ひらめきへ)
6. 絵本を読んでやり、母の声や膝、ぬくもりやくり返しなどでリラックスさせ、安らぎを与え、又、知的な好奇心を満たす。(文字は聞かれたら答えるのみ)
7. テレビや音楽 CD などの機械音を耳に入れさせないように努め、感覚を正常化させたい。
(ほんもの重視・ノーバーチャル)
8. 英語のテープを毎日 5 分～10 分聞かせる。(食事中や就寝時は避ける)
(年長児は 30 分迄可。0 才児は聞かせてはならない)
9. 散歩や外遊びを十分にさせる。(体力や脳力などを高める)
10. 母里ん子活動中に行った「手あそび」の復習をやらせない。
(子供が勝手に遊ぶのはかまわない)

第2節 群れ遊び

1. 内容・活動日・時間については、以下の通りとする。
 - ① 内容 午前…室内遊び*(主に公共施設の和室)
午後…外遊び(主に公園) ・15 時…おやつ
* 午前の室内遊びはその日の各担当リーダーが、ムーヴィメント、手唄あそび、手あそびを行う。
(準備は前日までに済ませる)
 - ② 活動日 月・水・金曜日の週3日 (原則)
 - ③ 時間 4～10 月…10:00～16:30 (原則)
11～3 月…10:30～16:00 (原則)
* 開始前の10分間で、水分補給・トイレ・手あそびの打合せ等を済ませる。
2. 子どもの安全と、危険防止を第一とする。
(トイレ等には必ず大人が付き添い、手洗いも正しくさせる)
3. 子どものための活動を自覚して、幼育に適した環境を選び、安心して遊ばせ、成長する場を設定する。

4. まず、自分の子どもをしっかり見守る。
他の子も我が子と同様に接し、その場で叱った場合は必ずそのママに報告する。
5. 途中の飲食は禁止。休憩時に必ず水分補給をする。
6. 活動で使用する公共施設は、必ず事前点検をし異常があればすぐ施設側に確認を要請する。
使用時間厳守、あいさつ、清掃など各自責任ある行動をする。
使用後の環境整備は皆で協力し、すみやかに退室する。
(施設のスリッパ・各自の履物・トイレの整備等の確認)
公園等では、マナーを守る。
7. 原則的に室内でははだし、外では草履または下駄をはかせ、身体機能を高める。
(草履がはけない子ども、寒い冬や雨の日などは除く)
8. ムーヴィメントや手唄あそびに、ママも一緒に参加する。
各自の子を見て、他の子のサポートもする(他の子が伸びれば、我が子も伸びる)
9. 席を離れるときは、必ず我が子と他の親へ声をかける。
10. 「よく見て見ぬふり」をして、子どもたちを見守り、大人の押しつけ、干渉、誘導は最低限にする。
(子供同士で、輪に入れなかったり、些細なケンカやモノの取り合いも、なかなかできない社会性学習のチャンス。すぐに結論を出したり比較をしないで、待ち見守る。
必要ならば、相談・提案し合い、子どもたちの遊びを誘導する)
 - ① 危険なことはすぐ止める。
 - ② 短時間にくりかえされる(3~4回)イジワルはイジメのはしりとして必ず止める。
 - ③ 2歳以上の年が離れた子ども同士の争い、イジワルは上の子を止める。
 - ④ 同年代の争いは、1人对複数人になった場合は2回目から止める。(イジメ!)
 - ⑤ 3歳以上の年齢の子がルール違反(危険な事・許せない事)をした場合は
すぐに叱って、やめさせる。以上①~⑤については、その子のママがいなければ、他のママがその場で止め、ママに報告する。
11. 指定のクレヨン・積み木・草履等を各自で購入する。
12. 母里ん子に関係のない物は持参してはならない。
13. おやつは会費より用意し、食事の一部であると自覚し、内容、質に留意する。
(例えば、よく噛む物。昆布、小魚、豆、固いせんべい等)
14. 幼育やシステムへの疑問、運営への提案は、メッセージャーと部内で話し合い、マザータイム(西川講師による指導日)時に仲間と共に行う。
15. 母里ん子活動中の移動は必ずシートベルトを着用し、親の車か公共交通機関とし、やむをえず他車に乗車する場合はその責任を一切問わない。(誓約書の要確認)

第3節 行事

- ① 修了式(原則全員参加とする)
- ② 屋外活動で自然に親しませる(畑・里山・雪あそび・遠足等)
- ③ 日本文化に親しませる(茶道・華道・椎の実拾い・どうだん亭鑑賞等)
- ④ 会員親睦会(お楽しみ会、芸術鑑賞、お別れ会等)
- ⑤ 地域活性化に関する事業(高校訪問・福祉施設訪問・NPO イベント等)
- ⑥ 文化芸術の振興を図る講演会・セミナー・コンサート事業(幼育セミナー等)
- ⑦ 総会、理事会等

第6章 心得

第1節 心得

1. 幼いわが子を第一に愛し、守り、導き、触れ合い、肯定を多くする。
2. 真善美を意識して、大切にし、判断基準とする。(良い感性を育てる)
3. 大人も子どもも良いコミュニケーション(人を好きでいられること、人を信頼する力が養われること)をとれるよう、協力努力する。
4. 子どもの意志とペースを大切にす。結果を急いで教えたり、比較をしない。
5. 「ダメ!」「いけない!」を発するべき時とは、以下の通りである。
まずは、危険防止
2歳以上…危険防止+他への迷惑
3歳以上…危険防止+他への迷惑+強いエゴ、年下への侵害
4歳以上…危険防止+他への迷惑+強いエゴ、年下への侵害+ルール違反の矯正
6. 「がまん(待たせ、忍耐させる)」は2才頃から少しずつ始める。
(わがままにさせない。奴隷ママにならない)
7. 子どもの傍で子どもについての話はしない。
8. 会員は会の子供達全員をわが子と同じように扱い、助け合い協力して幼育に努めなければならない。また、基本は幼育者(母親)の責任であることを自覚し行動する。
9. 週に3日共に過ごすのは、お互いの価値観の違いで、楽でない面もあるが、努力し助け合い励ましあう。
10. わが子との関わりがづらい時、又は疑問・不安・検討したい事案がある時は、なるべく早く、会員や指導者と相談し、よりよい解決策を探す。
11. 幼な子の母は、早起早寝を心がけ、なるべく朝食を父と一緒にさせる。
12. 幼な子の前で携帯電話は、極力簡潔に終え、回数も控える。
13. 手あそび準備に関する時間を、なるべく日に2時間を越えないものとする。
14. 無断欠席、理由なしの遅刻をしない。
15. 親から率先して挨拶をはっきりとする。

16. 求められなければ、他家に関わらない。
17. 年長児は1年間の「知郁あそび」に参加して、就学準備をする。又、生活自立の確認をする。
例えば、家事遂行・帰宅時の後始末・料理5種以上・箸使い など
18. 健やかな子ども仲間のその母を見るべし。
又、マイナスの続く仲間のその母からも学ぶべし。

第2節 禁止事項

1. テーマパーク・イベントはおすすめしない。
(動植物園・牧場・農業公園などは、基本的に年1~2回まで)
2. テレビ鑑賞・映画鑑賞及び、電子系のゲームなどは禁止。
3. 幼児は、長時間の乗り物による移動は、極力避ける。
4. 入学準備のための体操教室を除く習い事は、禁止。
5. 理事会及びメッセージに知らせない決定を、個人及び会員間でしてはならない。
6. 特殊な「食のこだわり」を会に持ち込んではいけない。
(アレルギー等疾病の治療用を除く)
※ 以上を目撃し、知り得た会員は、必ず理事に知らせ、会を守る。

第3節 除名事項

1. 会員が、定款違反、又はこの法人の活動・運営の妨げとなる行為を行った場合。
(政治・宗教の勧誘、斡旋と寄付の依頼、思想の持ち込み等)
2. 当法人の非公開情報、及び、個人情報などを外部者に伝承する行為。
また損害賠償を請求し、法的措置を検討する。
3. 母里ん子活動外での、部内の全員に誘えない、誘わないミーティングや旅行、食事会などを行った場合。(会員間や、子供同士の分裂を招く誘因)
4. 子供会員が母里ん子以外の園・組織に所属する場合。
5. 個人的利益及び、他が主催するセミナー・講演会などへの勧誘、斡旋と寄付の依頼、思想の持ち込み、物品販売等を行った場合。
※ 以上を目撃し、知り得た会員は、必ず理事に知らせ、会を守る。

第7章 会費

第1節 料金

【正会員】この法人の定款・会則に同意し入会した個人

入会金(初回のみ)	5,000 円(保育マニュアル 1,700 円+税・冊子 morinko 含む)/世帯
クレヨン(カラダタッチ細)	1,400 円/個/人(価格変更有)
傷害賠償保険	800 円程度/人/年度・H26 年度 子は部費より・母は実費(任意) H27 年度より、母子共に実費加入

月会費

親	5,000 円
子(1人につき)	5,000 円
休会(1世帯につき)	1,000 円 (休会は4ヶ月間まで)

◆見学期間は1ヶ月3回無料。

◆月途中での入会については、

入会月のみ、親 500 円・子(1歳以上)500 円/回での参加が可能。

◆治療中の親または子で、活動参加の協力を支障がある場合は、

6か月以降 親子の会費の20~40%増額あり。

◆優待

・歓迎優待・・・ 生後0ヶ月から3ヶ月まで-5,000円(子0円)

生後4ヶ月から11ヶ月まで-2,000円(子3,000円)

(誕生日より価格の更新)

・ママンシュール優待・・・ママンシュール(母業講座)修了により運営支援となるため

マザーレッスン割引 (初級受講者振込月より) -1,000円/月

母舎レッスン割引 (中級受講者修了月より) -1,000円/月

【賛助会員(ご支援の方)】この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

入会金	1,000 円 /初年度 (家族・支援者・個人)
	5,000 円 (団体)
年会費	2,000 円/年 (個人)
	10,000 円/年 (団体)

第2節 主な内訳

【部費】 会費の3割、託児代の7割等を収益とし、各部の子育て事業費(教材、茶道等)、施設使用料、おやつ、各部セミナー費等を支出とする。

【共同費】会費の7割、託児代の3割等を収益とし、NPO 法人管理費、講師料、支援費、合同行事費等を支出とする。

◇講師への謝礼について

各部へ1～2日/月のマザータイムの指導料、活動時間外の個別の相談料、幼育セミナー料、書類管理やおもちゃの保持、外部団体との連絡、法人事務所維持費等。

第3節 精算

施設使用料、教材費、おやつなど立て替えた場合は、領収書(レシート)裏に詳細と名前を記入し、会計係へ提出し清算する。

第4節 厳守事項

1. 会費は前納制。前月10日までに各部会計係に必ず納める。
11日以降は、15日までに直接郵便局窓口より共同費へ振込む。(手数料は自己負担)
2. 休会の場合、前月までに連絡をし、継続費を前納する。
(内訳は相談料、通信費、連絡書類等の経費)
3. 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
4. 草履やおもちゃ等の共同購入時は、注文と同時に前払いとする。

第8章 託児・送迎

第1節 託児目的

【無料】

1. 子どもの自立(幼育指導上必要な場合・お泊り等)
2. 母親のリフレッシュ
一時託児。半日程度、活動中のママ仲間に我が子の遊びを見届けてもらう
その間にママはショッピング等、自由にその時間を使い、独りになってエネルギーを
補給する(会員の手不足であれば、リフレッシュ託児は出来ないこともあり)
3. 母里ん子活動日の各部業務、NPO法人管理業務(活動日の活動時間外も含む)
4. ママンシューレ(母業講座)初級・マザーレッスンの受講

【有料】

1. 母里ん子活動日でない日の、NPO法人管理業務(共同費より支払い)
2. 母里ん子活動日でない日の、各部での業務(部費より支払い)
3. 支援会員による託児は、活動日に限らず有料
4. 以下の個人的託児(優先順位順)
 - ① 出産や疾病(同居家族含む)に関わる託児
 - ② 兄弟の学校行事
 - ③ 社会奉仕(子供会・里山活動等の社会に貢献する活動・・・年3回まで)
 - ④ 社会生活上の諸々の用事(結婚式・法事等)
 - ⑤ 復職ママ(看護師・医師・教師等)に関わる託児(追加料金にて)
託児が可能であるか、期間、料金等に関しては、その都度相談
 - ⑥ 稼業手伝い(追加料金にて)
身内等で託児が可能でない場合

第2節 託児条件

1. 原則2才以上で入会后6ヶ月過ぎてから。(子どもが他の会員に親しんでから)
2. 子どもの体調が良好であること。
3. 家族内に学校感染症(インフルエンザ等)もしくは感染のおそれのある人がいない。
4. 託児理由と時間及び、母親の所在地を必ず会員に知らせ、連絡が取れるようにする。
5. 屋外の場合、3才児以下は付添いをつける。(場合によっては、4～5才児でも)
6. 原則として、送迎は依頼した母親(代理可)が行う。
7. 活動日以外でも、個人的な託児の場合は、必ずメッセージに事前に知らせる。
8. 個人的に支払った託児料金・送迎料金を各会計に報告、各会計は共同費に毎月まとめて報告する。(事業報告書作成のため)

第3節 厳守事項

1. 託児時間は最小限とし、時間が許す限り、子供と一緒に過ごす。
2. 必ず事前に会員に周知する。(メーリングリストなどでも可)
3. その都度、子どもの担当ママを決める。
4. 会員同士の負担にならないようにする。
5. 託児中の車での移動には、必ずチャイルドシート、またはシートベルトを装着する。
6. 母親の稽古事・遊びや自己都合による託児は、原則として不可。

第4節 託児料金

	通常料金	追加料金(復職など)
2～3 歳	300 円/時間	+300 円/時間
4～5 歳	200 円/時間	+300 円/時間
年長児・修了児	100 円/時間	+300 円/時間

- ◆長期にわたる託児は、随時相談。(料金変更あり)
- ◆当法人業務による0～1歳児の託児に限り、理事長へ事前に許可を得て400円/時間とする。
- ◆原則として当日支払う。(母里ん子活動時間前後については、担当した託児ママへ支払う)

第5節 送迎料金

	通常料金	追加料金(+1人)
片道	200 円/人	+100 円/人
他部などの長距離	300 円/人	+150 円/人

- ◆長期、長距離にわたる送迎は、随時相談。(回り道になる送迎等、料金変更あり)
- ◆当法人業務による送迎は、部費又は共同費より支払う。
- ◆送迎当日に支払う。
(例:1台の車に親子2人→300円、兄弟3人→400円)
◇世帯の違う大人や子供を乗せる場合は、世帯毎に基本料金で換算。
(例:1台の車にそれぞれ違う世帯の子供を3人→600円)
- ※ 状況により託児・送迎できない場合もあり。
- ※ 託児・送迎時のケガ・事故等、母里ん子としても個人的にも一切責任を負いません。

この会則の一部改正は平成26年6月1日より施行する

Copyright (c) 2014 母里ん子 All Rights Reserved.